

「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定素案）について

令和 6 年 7 月

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)について

1. 県行動計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- (2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

2. 県行動計画改定の方向性

(1) 政府行動計画を踏まえた改定

- A. 政府行動計画で定められた、「3つの時期区分（準備期・初動期・対応期）」×「13の対策項目」について規定
- B. 5つの横断的視点の取り込み（Ⅰ 人材育成 Ⅱ 国と地方公共団体との連携 Ⅲ DXの推進 Ⅳ 研究開発への支援 Ⅴ 国際的な連携）
- C. 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できる対策の選択肢の提示
- D. 状況の変化に応じて感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを想定
- E. 準備期の取組を充実

(2) 行動計画部会委員、保健所長会等の専門家及び関係者からのご意見を踏まえた改定

- A. 改定素案の作成に当たり、事前に専門家及び関係者からご意見を聴取
- B. いただいた専門家・関係者ご意見について、全て素案に反映

(3) 新型コロナ対応における取組の振り返りを踏まえた改定

- A. 令和5年12月に、県は新型コロナ対応における取組を振り返り総括
- B. 取りまとめにおいていただいた埼玉県新型感染症専門家会議委員の評価・意見に基づき、改定素案を作成

13項目別の主な対応（イメージ）

初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

対応期

- ・ 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

準備期（発生前の段階）には
国・地方等の連携
DX推進・人材育成
実践的な訓練を実施

①実施体制

- 厚労省による新型インフルエンザ等発生公表
 - 政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施
 - 県対策本部・専門家会議の設置（県）

②情報収集 ③サーベイランス

- 国外における感染症の発生情報の覚知
 - 当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始
 - 症例定義の作成
- 届出基準の設定、全数把握開始
- 複数のサーベイランスの実施
 - 原因となる病原体の性状や臨床像の情報の蓄積
- （定点把握でも発生動向が把握できる場合、）
定点把握への移行

④リスコミ

- 迅速な情報提供・共有
- 双方向コミュニケーションの実施
- 偏見・差別や偽・誤情報への対応

⑤水際対策

- 対策開始（情報提供等）
- 対策強化（入国制限）
- 国内発生状況等を踏まえた対策の変更
- 対策継続の要否の判断

⑥まん延防止

- まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組
- 緊急事態宣言により非常体制に移行（県）

⑧医療

- 感染症指定医療機関による対応
- 流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関中心の対応
- 治療に関する情報等の随時公表・見直し
- 協定締結医療機関中心の対応

⑦ワクチン

- 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの使用検討
- パンデミックワクチンの開発
- 承認、接種開始

⑨治療薬・治療法

- ゲノム情報入手・提供
- 病原体入手・提供
- 臨床研究開始
- 治療薬の開発
- 既存薬の適応拡大
- 新薬の承認、使用開始

⑩検査

- PCR検査手法の確立
- 検査体制の全国的な立上げ
 - 抗原定性検査薬の開発 → ● 承認、普及

⑪保健

- 相談対応開始
- 入院勧告・措置、移送、入院調整
 - 自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援
- 積極的疫学調査の開始
- 対象範囲の適切な見直し

⑫物資

- 需給状況、備蓄・配置状況の確認
 - 需給状況、備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請
 - 不足する場合は、生産事業者等への生産・輸入促進の要請、個人防護具の配布

⑬県民生活・県民経済

- 事業継続に向けた準備の要請
- 生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への要請
 - 新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画について

感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画①

感染症発生 大臣公表 1週間 4週間 3か月 6か月

発生早期

流行初期

流行初期以降

協定に基づく対応

感染症指定
医療機関対応

A 流行初期

目標項目	数値目標
①確保病床数	1,200床 (うち重症100床)
②発熱外来を担う医療機関数	1,100機関
③自宅療養者等医療を担う機関数	—
④検査の実施件数	4,500件/日
⑤宿泊施設の確保居室数	1,000室

①～③:知事の要請から1週間以内で対応
④～⑤:知事の要請から4週間以内で対応

A

流行初期医療確保措置の対象
となる医療機関を中心に対応

B 流行初期以降

目標項目	数値目標
①確保病床数	2,000床 (うち重症150床)
②発熱外来を担う医療機関数	1,600機関
③自宅療養者等医療を担う機関数	2,200機関
④検査の実施件数	12,500件/日
⑤宿泊施設の確保居室数	1,900室

①～③:知事の要請から2週間以内で対応
④～⑤:知事の要請から4週間以内で対応

B

感染症予防計画

新型インフル
行動計画

準備期

初動期

対応期

疑い把握
統括庁等対応

国県対策本部

国内の発生当初の封じ込め
を念頭に対応する時期

国内で感染が拡大し、
病原体の性状等に応じて
対応する時期

ワクチンや治療薬等
により対応力が高
まる時期

特措法終了
基本的感染症
対策へ移行

①

②

③

④

3

各分野の取組の概要について

※P2記載の13分野のうち、「水際対策」「治療薬・治療法」の2分野については、県の役割が非常に限られているため、P5以降の概要資料では割愛しています。
(実際改定される計画自体には記載予定です)

※P5以降の概要資料の見方について

- ・赤字：これまでに専門家の方等からいただいた意見を反映した部分
- ・黄色マーカー：政府行動計画と比較して、県として踏み込んだ部分又は独自の部分
- ・緑色のⅠ～Ⅴのマーク：P1記載の5つの横断的視点に関連する内容

①実施体制

I. 県行動計画のポイント

- 関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化
- 準備期においては、国及びJIHSの制度を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成や人員の確保を推進
- 初動期・対応期においては、専門家の意見等も踏まえ実施体制を強化し、国、市町村、医療機関等と緊密に連携しながら対策を実施
また、感染症法や特措法に基づく総合調整や指示を含め、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

II. 計画概要

準備期	初動期	対応期
<p>① 実践的な訓練等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 疫学調査、オンライン等での診療支援、COVMATやeMAT等の感染制御の支援等の訓練を実施 • 埼玉版FEMAによるステークホルダー間の役割を確認 II <p>② 人材育成・体制整備・強化 I II</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ等に対応する医療従事者、ICN、入院調整本部を担う医師等の専門人材等の養成 • 国やJIHSと連携した調査・検査等の専門人材の育成 <p>③ 関係団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医師会等の関係団体、保健所設置市等で構成する連携協議会を組織し、平時から情報を共有、連携体制を構築 <p>④ 行動計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> • 計画を定期的に見直し、年度ごとに進行管理を実施 	<p>① 新型インフルエンザ等の発生疑いの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内外の発生状況等の情報収集 • 専門的知見を有する有識者からなる専門家会議を設置し、本県の実情に合った対応方針等を協議 • 庁内及び関係機関との情報共有体制の構築 • 近隣都県との連絡体制の構築 <p>② 新型インフルエンザ等の発生確認の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 政府対策本部の設置後、直ちに県対策本部を設置 • 専門家会議等を活用し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討 • 大臣公表後、速やかに知事による医療措置協定機関に対する要請 • 病床確保、疫学調査、宿泊療養、自宅療養等、別途県がガイドラインにおいて定める業務に対し職員・応援職員を配置 • 相談窓口の設置 	<p>① 医療提供体制等の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保健医療部を司令塔とし、保健所や衛生研究所等との連携のもと、地域の感染状況の情報を一元的に把握、対策を実施 • 感染症患者受入調整を行う入院調整本部を設置 • 重症コーディネーターも活用しつつ、入院勧告、入院措置等を総合的に調整 • 国の財政支援を有効に活用 <p>② まん延防止等重点措置・緊急事態措置</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県対策本部において、専門家会議の意見を基に検討し、事業者に対し営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 実践的な訓練の実施について規定すべき
- B) 人材育成に継続して取り組むことは重要
- C) 計画を実行するためのヘッドクォーター機能を果たすべき部局を、計画に明記すべき

I. 県行動計画のポイント

- 衛生研究所を中心に情報収集・分析を行い、地域性を踏まえたリスク評価を実施
- 準備期においては、関係機関との連携体制、国のDXを活用した迅速な情報収集・分析を推進
- 初動期・対応期においては、社会経済活動との両立を見据え、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を行い、県民生活及び県民経済への影響を把握

II. 計画概要

準備期	初動期～対応期
<p>① 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衛生研究所を中心に情報を収集・分析及び解釈する体制を整備 <p>② 情報収集・分析の共有による連携維持</p> <ul style="list-style-type: none"> • 積極的疫学調査や臨床研究の結果を医師会等関係機関に共有 <p>③ 人員の確保・訓練 I</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多様な感染症専門人材（公衆衛生、疫学、専門検査技術等）の育成、人員確保、活用及び訓練の実施 <p>④ DXの推進 II</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の電子カルテの取組を活用し、発生届から迅速に情報収集・分析を可能とする等の仕組みを推進 	<p>① 感染症有事体制への移行と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> • 初動期において、専門家会議を設置し、情報収集・分析及び解釈する体制を強化 • 対応期において、感染症危機の経過、状況の変化等に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直し • 県医師会の会議に参加の上、医療現場の実情を把握 <p>② 情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症の発生状況、医療提供体制、ワクチン等の研究開発状況、人流、社会的影響等を含め、包括的に収集した情報の分析に基づきリスク評価を実施 <p>③ リスク評価に基づく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 初動期において、リスク評価を専門家会議で協議、感染症対策の迅速な判断・実施 • 対応期において、流行状況やリスク評価に基づき柔軟かつ機動的に対策を切替 • なお、専門家会議の議論については、県民へ速やかに公表 <p>④ 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村や県民等に対し、迅速に情報を提供

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- 得られた情報をリアルタイムで市町村や県民へ共有できるよう、計画に位置付けるべき
- 臨床症例やアウトブレイク事例の疫学分析結果の公表・共有について規定するべき

③サーベイランス

I. 県行動計画のポイント

- 衛生研究所を中心に感染症サーベイランスの体制を整備
- 準備期においては、国の研究事業や共同研修への参加等を通じ、国や関係機関との連携を維持
- 初動期・対応期においては、感染症有事体制へ移行し、感染症の流行状況及び特徴を踏まえ、サーベイランスの対応を見直し

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

① 実施体制の整備 II

① 感染症有事体制への移行と見直し II

- 衛生研究所を中心とした感染症サーベイランスの体制を整備
- 医療機関やJIHSとの連携

- 初動期において、国と連携し、疑似症サーベイランス等を開始し、庁内及び医療機関に共有
- 対応期において、感染症の発生状況に応じ、**県対策本部に**関係機関の情報を統合する等した上で、必要に応じてサーベイランスの実施体制を見直し

② 疑似症サーベイランスの訓練等 II IV

② 感染症サーベイランスの実施

- 感染症サーベイランスシステムを活用した早期探知の訓練
- **国の下水サーベイランスの研究事業等への参加**

- **患者発生の動向把握は、原則全数把握とし、電子申請等を有効活用** III

- 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、患者の全数把握の必要性を再評価

③ JIHSとの共同研修等による人材育成 I II

③ 分析結果の共有

④ 分析結果の共有

- 市町村、県民等に対し、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等、サーベイランスの分析結果を提供

- 市町村、県民等に対し、感染症の特徴や病原体の性状、感染経路、致死率、ゲノム情報、ワクチン接種の有無、臨床像の情報等、サーベイランスの分析結果を提供

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 新型コロナへの対応の際と同様、細かく分析していくことが重要
- B) 下水サーベイランスの実施について検討すべき

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

I. 県行動計画のポイント

- 情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれに対し、啓発や科学的知見に基づく情報を提供・共有
- 県民等との双方向のコミュニケーションにより、リスク情報とその見方を共有し、県民等の適切な判断・行動が可能となるよう啓発

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

① 感染対策等の情報提供・共有

- マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等、広く県民に対し丁寧に情報提供
- **高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法を整理**
- **一体的かつ整合的なワンボイスによる情報提供を意識**

② 双方向のコミュニケーションの体制整備 II

- コールセンター等の相談体制の構築を、市町村と連携し、準備
- 県民等が必要としている情報を把握するリスクコミュニケーションを研究

③ 偏見・差別、偽・誤情報の啓発

- 感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得ること等を周知
- **偽・誤情報の拡散状況をモニタリングし、科学的根拠のある正確な情報を繰り返し提供**

① 感染対策等の情報提供・共有

- 準備期を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用
- 県民等の行動変容等に資する啓発・メッセージを発信
- 県、市町村、指定地方公共機関の情報等を集約、総覧できるウェブサイトの立ち上げ II
- **発熱外来等の医療提供体制に関する情報提供・共有**

② 双方向のコミュニケーションの実施

- **SNSの動向、コールセンター等の相談を通じ、受取手の反応や関心を把握**
- 初動期においては、市町村等にQ&Aを共有 II
- 対応期においては、市町村に相談体制の継続を要請

③ 偏見・差別、偽・誤情報の啓発を継続

④ 感染症対策の見直しに伴う説明の徹底

- 対応期においては、不要不急の外出の自粛等、感染の封じ込めを念頭にした対策を県民等に対し科学的根拠に基づき説明
- 感染拡大防止措置等の見直しについて、高齢者や子ども等に配慮し、分かりやすく説明
- 平時への移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、県民等に対し丁寧に情報を提供

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 発信する情報の一元化（ワンボイス）は重要
- B) ソーシャルメディア上での誤情報対策も含め、新型インフルエンザ等発生時にも適切な広報活動が必要
- C) 新型コロナ対応で、高齢者施設への県職員やICN等による個別指導の実施は良かった

I. 県行動計画のポイント

- まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制
- 準備期・初動期においては、まん延防止対策に関する県民等の理解を促進
- 対応期においては、まん延防止対策を実施し、病原体の性状の変化、ワクチンや治療薬等の普及等に応じ、対策を柔軟かつ機動的に切り替え

II. 計画概要

準備期	初動期	対応期
<p>県民等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県民一人一人が感染対策に協力する意識を醸成 • 人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及 • 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対する感染対策について、県民等に説明 	<p>対策実施の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症法に基づく入院勧告や外出自粛要請等の対応を準備 • JIHSと連携し、まん延防止対策に有効な情報を収集 II • 市町村や指定地方公共機関に対し、業務継続計画に基づく対応の準備を要請 II 	<p>① 専門家会議の意見を踏まえたまん延防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 患者への入院勧告・措置、濃厚接触者等への外出自粛の要請 • まん延防止等重点措置として、事業者に対する営業時間の変更の要請 • 緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設の使用制限や停止等の要請 • 学校閉鎖、休校等の要請 <p>② 時期に応じた対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 封じ込めの時期では、治療法・ワクチンがない中、まん延防止等重点措置や緊急事態措置で対応 • 病原体の性状等に応じ対応する時期では、感染リスクが高い基礎疾患を有する者、高齢者等を重点的に対策 • 感染拡大リスクが低下した時期では、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討 <p>③ 対策実施の主眼</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の感染状況、病原体の性状や医療のひっ迫状況等の評価により、措置の実施を国に要請 • 専門家会議の意見を踏まえ、措置の対象者に混乱が生じないよう適切な情報提供に努め、対象地域・期間・業態等を判断

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 休業等の要請を行う場合には、混乱を生じないよう根拠や期間等を示すべき
- B) 東京都に隣接するといった地域特性を踏まえるべき

I. 県行動計画のポイント

- 県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの円滑な接種を推進
- 準備期においては、医療機関や事業者等とともに、ワクチンの供給・接種体制の構築に向けた協議、訓練を実施
- 初動期・対応期においては、市町村の接種体制を支援する一方、予防接種やワクチンに関する最新情報の提供を通じ、県民の理解を促進

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

① 供給体制の構築

- 卸売販売業者及び医療機関等と、在庫状況の把握、供給が偏在した場合の融通方法等を協議
- **政府が管理・供給するワクチンを念頭に、市町村と、連携方法や役割分担について協議** II

② 接種体制の構築

- 市町村と連携し、国等の協力を得ながら、速やかにワクチンを接種するための体制を構築
- 医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練を実施

③ 予防接種、ワクチンに関する情報提供

- ワクチンの意義、安全性等についてホームページ、SNS等を通じて県民に周知

④ DXの推進 II III

- 医療機関からの電子的な接種記録の入力等、国が整備するシステムを活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制を構築

① 接種体制の構築

- **市町村による接種を原則としつつ、市町村の接種体制を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保を進めるとともに、県による大規模接種会場の設置やワクチンバス等機動的な手段も含め検討**

② 接種の実施

- **医療従事者等を始めとするエッセンシャルワーカーに対する接種については、国の方針を踏まえ、市町村と連携し、着実に実施。** II
- 対応期においては、流行株の変異に留意し、追加接種の必要な場合も含め、継続的な接種体制を整備

③ 予防接種、ワクチンに関する情報提供

- 対応期においては、県民等に対し、副反応疑い報告による分析や最新の科学的知見の情報を提供
- 健康被害に対する速やかな救済に向けた制度を周知

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

A) 市町村の支援についても盛り込むべき

B) ワクチンバスの運行等ワクチン接種の積極的推進が必要

I. 県行動計画のポイント

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を守ることが重要
- ・ 準備期においては、感染症法に基づく協定により、新型インフルエンザ等発生時に必要な医療提供体制を確保
- ・ 初動期・対応期においては、準備期で確保した医療提供体制により対応しつつ、時期に応じて柔軟かつ機動的に運用

II. 計画概要

準備期

① 医療提供体制を確保

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に必要となる医療提供・宿泊療養体制について目標を設定し、医療措置協定により必要な体制を確保
- ・ 医療提供体制の確保に当たっては、**医療機関の役割分担を明確化しつつ通常医療の提供体制も確保**
- ・ 臨時の医療施設の設置・運営・人材確保について平時から整理
- ・ 特に配慮が必要な患者に係る病床についても確保
- ・ 医療措置協定に基づく病床確保、検査及び外来等の要請に際し、**感染状況に応じた医療提供体制確保方針を検討**

② 研修・訓練による人材育成・感染症対応力の向上 I II

- ・ 国や医療機関と連携した研修・訓練により、感染症専門人材を育成
- ・ **埼玉版FEMA訓練**により、関係者の連携を深化させ感染症対応力を向上

③ DXの推進 II III

- ・ 国が行うDXの推進について、研修や訓練により運用を確認し、改善を国に要請
- ・ その他の感染症対応能力の向上や、業務負担の軽減を図るDXの推進について検討

初動期～対応期

① 感染症有事体制への移行

- ・ 初動期の間に、相談・受診から入退院までの体制を整備
- ・ 対応期においては、協定に基づいて必要となる医療提供・宿泊療養体制を運用する一方、必要に応じて臨時の医療施設を設置
- ・ **対応期において医療がひっ迫した場合、広域の医療人材派遣や患者移送等を調整**

② 入院調整・患者搬送

- ・ 対応期においては、必要に応じて**総合調整権限・指示権限**を行使し、入院調整・患者搬送を適切に実施

③ 時期に応じた医療の提供

- ・ 対応期においては、感染症の流行状況（流行初期・流行初期以降・対応力が高まる時期・特措法に寄らない対策に移行する時期）を踏まえ、**医療提供体制確保方針に基づき、医療提供体制を柔軟かつ機動的に確保**

④ 事前の想定と異なる感染症が発生した場合の対応

- ・ 国から示された対応方針に基づき、柔軟かつ機動的に対応

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 感染症医療と通常医療の両立を図ることが重要
- B) 本県は少ない医師数で対応を行うこととなる現状に鑑み、新型インフルエンザ等発生時における医療人材の広域連携についても記載すべき
- C) 医療機関の特性に応じた役割分担を行っていくことが重要

I. 県行動計画のポイント

- 患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握するために、検査は重要
- 準備期においては、感染症有事の際に速やかに検査体制を拡大するための体制の整備とともに、検査物資の備蓄・確保、検体・病原体搬送を含む研修・訓練を実施
- 初動期及び対応期においては、速やかに感染症有事における検査体制を確立

II. 計画概要

準備期	初動期～対応期
<p>① 検査実施体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予防計画における検査等措置協定に基づき、衛生研究所を中心とした検査実施体制（民間検査場、協定締結医療機関）を整備するとともに、相互の役割を確認及び検査精度を管理 • 感染症有事に備え、衛生研究所における必要な機器、検査試薬、専門人材を確保 • 検体・病原体搬送に係る研修・訓練を実施 • 衛生研究所は、JIHS等と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深化 II <p>② 検査物資の備蓄・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検体採取容器・器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を推進 	<p>① 感染症有事体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 初動期においては、予防計画に基づく検査等措置協定締結機関による検査を原則として、速やかに感染症有事における検査体制を確立 • 初動期及び対応期においては、検査物資の安定供給に向けて、国が事業者適切に働きかけるよう、必要に応じて国に要請 <p>② 検査診断技術の確立と普及 II</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対応期においては、迅速検査キットなどの新たな診断薬・検査機器等について、その使用方法とともに速やかに医療機関等に情報共有できるよう、国や事業者と連携 <p>③ 検査実施の方針の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県民に対し、検査の目的や体制等、検査実施の方針に関する情報を提供

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 検査については、国との連携が重要
- B) 膨大な数の検査、またその分析を行えるよう、検体の搬送から検査までの体制整備が重要

I. 県行動計画のポイント

- ・ 感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策実施に当たって地域医療の中核的な役割を担う保健所・衛生研究所が、感染症有事にその機能を果たすことができる体制の整備が重要
- ・ 準備期においては、必要な人員の確保、DXの推進による業務効率化、研修・訓練の実施により効率的な執行体制を整備
- ・ 初動期・対応期においては、迅速な感染症有事体制の確立と感染症対応業務（検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整・健康観察・生活支援等）を実施

II. 計画概要

準備期	初動期～対応期
<p>① 保健所・衛生研究所の体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防計画に基づき、保健所における必要な人員を確保するとともに、保健所長を統括保健師が補佐する体制を整備し、感染症有事の際の健康危機対処計画を更新 ・ 衛生研究所、医療機関・民間検査機関により、感染症有事に必要な検査体制を確保するとともに必要な設備を整備 ・ ICTを活用したDXの推進、TXの考え方の導入、外部委託の活用等により、業務を平時から効率化、保健師等の適正配置等による働き方改革の推進 III <p>② 研修・訓練による人材育成 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の専門人材やIHEAT要員等の研修・訓練で、感染症危機への対応能力を向上 ・ 感染症危機に対応できる保健所及び衛生研究所等の職員の計画的な育成 <p>③ 多様な主体との連携体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化 <p>④ 情報提供・共有体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症有事の際に、速やかに県民へ情報提供・共有できる体制構築の準備 	<p>① 感染症有事体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期において、新型インフルエンザ等の発生公表に予想される業務について準備 ・ 対応期において、保健所の感染症有事体制及び衛生研究所等の検査体制を確立 <p>② 情報発信・共有の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期において、相談センターの設置などによる対応を開始するとともに、県民等に対する情報提供・共有体制を構築し、対応期も継続 <p>③ 感染状況に応じた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対応業務を実施又は見直すとともに、必要な応援職員等を配置 ・ 国からの要請も踏まえ、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所等における感染症有事の体制等の段階的な縮小について検討を行い、実施

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 保健所において所長を補佐する統括保健師の育成が必要
- B) 積極的疫学調査や健康観察等の実施について、フェーズに応じた対応を統一的に行えるよう、その対応方針について県による迅速な判断が必要
- C) 県と保健所設置市による合同の研修・訓練を実施すべき

I. 県行動計画のポイント

- ・ 感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要
- ・ 準備期においては、感染症有事に感染症対策物資等が必要とする機関に十分に行き渡るよう、感染症法に基づく協定の枠組みも活用し、平時から備蓄体制を整備
- ・ 初動期・対応期においては、国と連携しつつ必要に応じて物資の売り渡し要請や配送指示等を行い、感染症対策物資の確保・供給の適正化を図る

II. 計画概要

準備期

① 感染症対策物資等の備蓄の推進・維持、備蓄状況の把握

- ・ 県、市町村及び指定地方公共機関は、必要な感染症対策物資等を備蓄併せて、医療機関に対し必要な感染症対策物資等の備蓄を要請
- ・ 医療機関は、医療措置協定に基づく个人防护具を備蓄
- ・ **備蓄にあたっては、流通備蓄も含め、効率的な対応を検討**
- ・ 備蓄状況について、システム等を利用し定期的に確認 III

② 備蓄する个人防护具の基準等に係る情報共有

- ・ 个人防护具の質的担保を目的に、適切に情報を共有

③ 事業者への働きかけに係る国への要請 II

- ・ 感染症有事において、国が事業者に対し、感染症対策物資等の安定供給に必要な対策を講ずるよう、必要に応じて国に要請

初動期～対応期

① 感染症対策物資等の備蓄状況の確認 III

- ・ 初動期及び対応期において、システム（G-MIS）等を利用し、協定締結医療機関における个人防护具を始めとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況をリアルタイムに確認

② 安定供給に向けた要請 II

- ・ 初動期及び対応期において、**感染症対策物資の安定供給に向けて、国が事業者に適切に働きかけるよう、必要に応じて国に要請**

③ 対策実施に必要な物資の確保に係る措置

- ・ 対応期において、対策の実施に必要な物資の確保のための売渡しを、事業者に要請

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 个人防护具の備蓄については、流通備蓄の概念を取り入れるべき
- B) 備蓄する个人防护具の選定基準等についても情報提供できるようにするべき
- C) 高値転売や買い占め対策についても規定するべき

I. 県行動計画のポイント

- ・ 新型インフルエンザ等発生時における県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小化し、県民生活及び県民経済の安定を確保を目指す
- ・ 準備期においては、新型インフルエンザ等発生時における情報共有体制の整備、事業者の業務継続計画の策定支援などに取り組む
- ・ 初動期・対応期においては、事業継続に向けた準備の要請、生活関連物資等の安定供給に関する県民・事業者への要請を行い、県民生活及び社会経済の安定を確保する

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

- ① **情報共有体制の整備** II
 - ・ 国、市町村、指定地方公共機関及び関係業界団体との情報共有体制を整備
- ② **行政手続等におけるDXの推進、適切な仕組みの整備** III
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等の支援実施について、迅速かつ簡便なものとなるような仕組みを整備
- ③ **事業者の業務継続に向けた準備**
 - ・ 業務継続計画策定を支援、柔軟な勤務形態導入を勧奨
- ④ **必要な物資の備蓄**
 - ・ 感染症対策物資及び生活必需品を備蓄
- ⑤ **要配慮者への生活支援の準備** II
 - ・ 市町村と連携し、要配慮者への生活支援手続を事前に規定

- ① **事業継続に向けた準備・実施の要請**
 - ・ 初動期においては、事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策の準備を要請
 - ・ 対応期においては、その実施を要請
- ② **生活関連物資等の安定供給に関する要請、必要な措置の実施**
 - ・ 初動期においては、県民及び事業者に対して、生活関連物資等の安定供給について要請
 - ・ 対応期においては、供給の確保や便乗値上げ防止等を要請
- ③ **新型インフルエンザ等の発生により生じた影響緩和に係る支援の検討**
 - ・ 対応期において、**専門家の意見を踏まえ**、金銭債務の支払い猶予、雇用に関する支援など影響緩和に係るその他の支援を検討し、必要な措置を実施
- ④ **要配慮者に対する対応** II
 - ・ 対応期において、必要に応じ、市町村に対し要配慮者への対応を行うよう要請

III. 改定に当たっていただいた主なご意見

- A) 補助金や給付金等について、デジタルを活用し、事業者に対し、迅速かつ簡便な給付がなされるべき
- B) 企業が取るべき対策や事業継続について、平時から訓練などを通じて考えていく取組が必要
- C) 産・官・金・労・学から構成される「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」のような仕組みが迅速かつ的確に機能することが重要